

刑事罰の強化

知的財産推進計画 2004

第 2 章 保護分野

I 知的財産の保護の強化

3. 知的財産の保護制度を強化する

(10) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、各知的財産法相互間や他の経済法との均衡を踏まえ、刑事罰の引上げの要否について検討を行い、2004 年度末までに結論を得る。

【現状の説明】

現行の意匠法には、権利制度の意義を没却されるような行為に抑止力をかけるために、以下の刑罰が規定されている。

○侵害の罪（意匠法第 69 条）

3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

（平成 10 年法律 51 号改正）

○詐欺の行為の罪（意匠法第 70 条）

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

○虚偽表示の罪（意匠法第 71 条）

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

○偽証等の罪（意匠法第 72 条）

3 月以上 10 年以下の懲役

（平成 11 年法律 41 号改正）

○秘密を漏らした罪（意匠法第 73 条）

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

○秘密保持命令違反の罪（意匠法第 73 条の 2）

3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

（平成 16 年法律 120 号改正）

○両罰規定と法人重課（意匠法第 74 条）

法人に対して、侵害の罪又は秘密保持命令違反の罪については 1 億円以下の罰金、詐欺の行為の罪又は虚偽表示の罪については 3000 万円以下の罰金

（平成 10 年法律 51 号改正）

（平成 16 年法律 120 号改正）

【論点】

- 他の法規と比較をして、意匠制度の秩序維持や意匠権侵害に対する抑止効果を高めるために、厳格化したり引き上げるべき刑事罰はあるか。
- 特に追加すべき刑事罰はあるか。